平成２４年（フ）第５１１号
大分県別府市大字鶴見500番地の27
破産者　有限会社穴井木材
1　決定年月日　平成26年３月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２５年（フ）第６７号
青森県五所川原市大字広田字柳沼120番地９、開始決定時の住所青森県五所川原市大字七ツ館字鶴ケ沼156番地71
破産者　古川　昭次
1　決定年月日　平成26年３月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所弘前支部

平成２５年（フ）第３７号
埼玉県加須市砂原418番地３
破産者　田口　浩義
1　決定年月日　平成26年３月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第７４３号
さいたま市南区白幡２丁目６番７号
破産者　小林　清次
1　決定年月日　平成26年３月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１３６１号
大阪府寝屋川市明徳２丁目５番３―505号、前住所大阪府交野市私市６丁目16番２―２号
破産者　松本　貴博
1　決定年月日　平成26年３月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１３７６号
大阪府摂津市別府３丁目18番16号、前住所大阪府摂津市南別府町１番32号
破産者　神垣　純之
1　決定年月日　平成26年３月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１４１４号
大阪市東成区中本５丁目12番26―1101号
破産者　阿部　正孝
1　決定年月日　平成26年３月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１８７０号
大阪市此花区西島４―１　第20号棟2210号室、開始決定時大阪市西区新町３丁目６番17―403号
破産者　木下　初代
1　決定年月日　平成26年３月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２３８４号
大阪府東大阪市喜里川町12番18号
破産者　鳴海　宏行
1　決定年月日　平成26年３月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２５７５号
大阪府豊中市東寺内町12番14―303号
破産者　林　　和彦
1　決定年月日　平成26年３月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３５３９号
大阪府豊中市宮山町２丁目20番31号
破産者　江川ユミ子
1　決定年月日　平成26年３月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３６１１号
大阪市住吉区帝塚山東１丁目３番25号　３Ｆ
破産者　山種商店こと笹部順之助こと　笹部　博幸
1　決定年月日　平成26年３月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３６２８号
大阪府八尾市植松町６丁目４番22号、住民票上の住所大阪府東大阪市客坊町６番15号
破産者　山本　憲一
1　決定年月日　平成26年３月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２５号
鳥取県八頭郡八頭町船岡1099番地
破産者　植木　人司
1　決定年月日　平成26年３月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１３号
岡山県津山市二宮2200番地56　レクストラヴァガン206、破産開始時の住所岡山県津山市戸島800番地３
破産者　中元　良美
1　決定年月日　平成26年３月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所津山支部

平成２５年（フ）第５３号
岡山県津山市高野本郷1256番地４　ルートマンション301号
破産者　三牧　久晃
1　決定年月日　平成26年３月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所津山支部